

江田島市監査委員公表第 4 号

平成30年度財政援助団体等に対する監査（平成31年3月25日報告）の指摘事項に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、公表します。

令和元年11月1日

江田島市監査委員 三浦 和英

江田島市監査委員 上松 英邦

監査の対象	新規就農者支援対策事業費補助金	
所 管 課	産業部農林水産課	
	監査の結果（指摘事項）	措置の内容
	<p>【新規就農者育成協議会事業】 協議会からの平成 29 年度補助金交付申請書に「概算払により補助金を受けたい。」旨の記載があり、市は事業完了前に補助金を交付している。概算払は可能であるが、江田島市農業振興事業補助金交付要綱に定められた概算払請求書及び概算払精算書により手続きをされたい（実績報告書とともに戻入はしている。）。</p>	<p>(内容) 市の農業振興事業補助金交付要綱に基づいて厳正に書類手続を行います。</p> <p>(時期) 令和元年度の精算については、令和 2 年 3 月下旬予定です。</p>
	<p>【新規就農者受入れ支援事業】 (1) 両年度（平成 28 年度、平成 29 年度）とも、補助対象経費については、出荷組合の経費と補助対象経費の区分が明確でなかったため、一部監査不能であった。 所管課は、指導・監督部署として、出荷組合及び JA と協議し、補助対象事業の収支が分かるような経理事務を行うよう指導されたい。</p> <p>(2) この補助金交付事務については、様式違い、添付書類の不備など書類の不備が散見されたが、後日、添付資料は提出された。様式については、江田島市補助金等交付規則の様式を使用する場合と江田島市農業振興事業補助金交付要綱の様式を使用する場合があるので、前年度に使用した様式を使うのではなく、規則や要綱を確認されたい。</p> <p>(3) 江田島市農業振興事業補助金交付要綱に定められた交付申請書添付書類の「事業計画書」及び実績報告書添付書類の「事業実績書」は、この事業については、「総会資料を事業計画書・事業実績書とすることができる」とあり、現に当該組合の総会資料が提出されたが、この補助金は事業に対する補助であり、当該補助に係る事業の計画及び実績を明確にさせ、所管課は補助対象経費が適切に使われているかなど実績確認を確実にされたい。</p>	<p>(内容) JA 及び江田島野菜出荷組合に今回の内容を伝え、次回以降、補助対象経費が明確になるように、書類の作成を指導します。</p> <p>(時期) 平成 31 年 4 月に協議・指導しました。</p> <p>(内容) 江田島市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、適正に補助金事務を行います。</p> <p>(時期) 令和元年 5 月から適正に実施しています。</p> <p>(内容) 実績確認事項は明確にして行います。</p> <p>(時期) 実績報告については、平成 31 年 4 月分から確認しています。 日々の補助対象事業については、随時確認します。</p>

監査の結果	措置の内容
<p>【農業用ハウス等整備事業】</p> <p>補助金の交付条件として整備保管することとしている財産管理台帳については、栽培用ハウスと育苗ハウスの区分をし、その際、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数を確認されたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(内容)</p> <p>省令に基づいて適正に対応します。</p> <p>(時期)</p> <p>平成 30 年 4 月に確認しました。令和元年度以降は、随時確認します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>